

市民参加で制定した板橋区防災基本条例

鍵 屋 一 *

Itabashi City Establishes Basic Ordinance for Disaster Mitigation with the Participation of Residents

Hajime KAGIYA *

Abstract

Itabashi City, one the of 23 special wards of Tokyo, established “The Basic Ordinance for Disaster Mitigation” in 2002. The ordinance was discussed by a civic committee at four evening meetings. The ordinance is necessary to implement various disaster mitigation measures, not only by the local government but also by residents and companies. It clarifies three points of an important strategy for disaster mitigation: (1) fundamental concept of disaster mitigation and its communication to government and residents, (2) importance of disaster mitigation drills and education, and (3) importance of pre-event measures for damage reduction. The important issues for pre-event measures are a total education system for people ranging from children to the elderly, community improvements and retro-fitting of houses and facilities, and a support and subsidy system for disabled persons in the event of a disaster.

Key words : Itabashi City, Tokyo, basic ordinance for disaster mitigation, participation by residents

キーワード : 板橋区, 東京, 防災基本条例, 市民参加

I. 自治体における防災条例の必要性

防災に関しては、国レベルの法体系が整備されている。1961年に伊勢湾台風をきっかけに議員立法で制定された災害対策基本法があり、国には防災基本計画、都道府県・市町村には地域防災計画がある。これを審議するために、中央防災会議、地域防災会議が設けられている。さらに、災害救助法をはじめとする最近の被災者生活再建支援法までの支援法、都市計画法、建築物等の構造基準を定める建築基準法など多数あり、現在も法改正が続けられているものも多い。

また、地方自治体でも1971年には世界に先駆けて東京都が震災予防条例を制定している。それ

にもかかわらず、近年、静岡県や板橋区をはじめいくつかの基礎自治体でも防災に関する独自条例を定めている。それはなぜだろうか。

1) 条例化の意義

2000(平成12)年を頂点とする地方分権改革以後、地方の政策の基本となっているのは、いわゆる「計画」から、自治体が定める「条例」に移りつつあるように見える。自治体の計画は、原則として首長の権限で作成することができ、延期したり、変更することも容易である。これに対して、条例は議会審議というプロセスを経て制定される「法律」としての法的根拠を有するので、簡単には変えられず、計画に比べるとぐっと重みがある。

* 板橋区板橋福祉事務所(前防災課)

* Itabashi Welfare Office, Former Disaster Prevention in Itabashi City of Tokyo

そこで、自治体が独自の地域課題に対応した政策を決定し、実施するためには、これを法的に裏づける条例を制定することが望ましいといえる。自治体の政策は、それを条例で規範化することで確固たる法的基盤をもち、議会の審議による民主性の確保という正統性をもつこともできる。

2) 条例の効果

(1) 目標、理念の明確化

政策の基本を定める条例には、抽象的な目的のほかに、達成すべき目標とこれを裏付ける理念が必要である。言い換えれば、この条例でどういう公共的課題を、どういう考え方で（理念）で、どの程度まで解決する（目標）のかを明らかにすることである。

(2) 長期的な政策実施の法的担保

条例の目標を達成するための個別の施策は、常に説明され、評価され、市民ニーズや社会情勢の変化に合わせて微調整される。しかし、条例の目標が達成されない限り、長期的に政策が継続されることは法的に担保される。自治体が個別の政策をすべて止めるときには、その根拠となっている条例を廃止しなければならず、大きな法的責任が生じる。

(3) 適正な行政手続きの法的な保障

条例には、政策の方向性や重要な施策が示されるが、抽象的な規定にならざるを得ない。そこで、条例では付属機関や市民に意見を求めたり、具体的施策について説明をし、進行状況を報告したり、政策評価を公表するような行政手続きを法的に保障することができる。

(4) 組織、予算、制度の担保化

現代の自治体では、実際には組織、予算、制度がなければ動けない。条例は、自治体の中では最も強い正統性をもつ法的規範なので、自治体内部で組織をつくったり、予算や職員を確保したり、あるいは新たな制度を設けるための強力な根拠となる。

(5) 市民参加の法的保障

災害対策基本法をはじめ、災害関係の一般的な法律では、自治体の政策は首長と議員に権限が委ねられ、市民が主体的に参加する仕組みは十分で

はない。そこで、市民参加を進めるためには、自治体が独自に市民との連携のあり方を定め、制度として保障していかなければならない。

「条例」は平和都市宣言などの理念や目標の「宣言」と違って、法的に人々や組織を拘束する。条例は法律に反することはできないが、法律は一般的に抽象的であるため、条例は自治体や市民にとって具体的な制度、基準として機能する。たとえば、市民への情報公開や政策評価、説明責任、審議会の設置などを具体的に条例で定めることができる。

3) 市民参加の効果

近年、自治体の条例制定過程において、広範な市民参加により条例案が議論されるようになってきた。これは、条例策定における民主的プロセスをさらに徹底するとともに、市民ニーズを条例案に反映させ、条例制定後の政策の実効性を担保するために望ましいといえる。

特に、市民が自ら担う部分が大きい防災に関しては、条例の制定過程にはできるだけ多くの市民が参加することが大切だと考える。たとえば、審議会などの組織を設けて公募委員をいれる。市民アンケートや中間報告、パブリックコメントの募集などで市民の関心を高める。市民とともに時間をかけて条例作りをすること自体が、条例の実効性の確保に生きてくる。

4) 条例の制定プロセス

条例とはある政策目標や理念を実現するための法的手段である。条例化は、田中・木佐（1998）によれば、一般に「政策目標の明確化」→「現状分析」→「条例上の目標設定」→「立法事実の確定」→「条文化」→「議会の議決」というプロセスを経て制定、施行される。

(1) 政策目標の明確化

政策目標とは、市民や自治体の求める理想の状態を表しているものである。政策目標を明確化することによって、少なくとも実現可能な政策目標を示し、その達成の手段が確保されるものとなる。たとえば、地震による死者を少なくするために、耐震補強された建築物を何年後に何%増やすという指標を定め、基本的な政策の方向性と役割

分担を示し、継続的に計画を実施する部門を定めることが必要である。

それには、もう一つの主体として活動する市民の参加と専門家の知見が不可欠になる。さらに、実態を把握するための調査や的確な指標基準の作成などの、事前準備が必要になる。

(2) 現状分析（法制度、組織、環境等）

現行の法令や条例は、すでに相当程度の市民生活領域をカバーしているが、それでは解決できない問題が生じた場合に、新たな政策や計画が必要となる。そこで、現行の法令や条例の仕組みと運用、現在の政策や計画における理念・政策目標達成への貢献度合を分析することは、現実の問題と条例や政策・計画との乖離を明らかにする上で大変重要である。とくに基礎自治体は総合行政を要求されるので、省庁縦割りの法律を補完する必要性が高くなる。

組織については、新たな政策目標を達成するに足る職員、予算、必要な機材、システムが確保されるかについて分析する。おおむね、組織は現行の制度に対応しているので、新たにどの程度の行政リソースが必要になるかを考える必要がある。

環境とは、その政策目標の実施に関して、自治体組織を取り巻く諸環境を意味する。多くの場合に考慮すべきものとして、議会、住民、関係自治体、国の行政機関、国際環境があげられる。ことに、主権者たる市民ニーズは、最も重視しなければならない分析項目である。

(3) 条例の目標設定

政策目標と現状の水準との乖離を政策課題というが、政策課題の中でも、条例や規則等の自治立法によって対応できる課題を立法課題という。政策目標と現状との乖離を見据え、法制度を分析することで、立法課題が認知されていく。

立法課題の中で、その乖離の状況や対処に費やせる時間の長短によって、条例上の目標を設定する。

(4) 立法事実の確定

立法事実とは、立法の基礎にあつてその合理性を支える社会的・経済的・文化的な一般的事実（立法の根拠となるべき事実）をいう。

自治体が仮に法律と抵触する問題を含む可能性のある条例を作るためには、この立法事実を法律のレベル以上に深化させる必要が生じる。一方、既存の法律上の根拠に基づいて条例を制定する場合には、その法律の立法事実を一応は援用できる。

(5) 条文化

条文は各自治体の文書・法規担当と連携して作成することになる。条文は正確・明瞭であること、市民がわかりやすいように日常的な用語で表現されることが必要である。なお用語の定義は、関係法規との矛盾を生じないようにする。

(6) 議会の議決

条例は、最後に市民の代表として選挙された地方議会の審議、議決という民主的な手続を経て公布・施行される。

5) 政策形成のプロセス

条例は、自治体が政策を実行するための法的根拠として必要である。それでは政策とは何だろうか。

政策とは、問題を発見し、目標を立て、その手段を明らかにして、計画的に実施し、問題を解決するというプロセスである。これをさらに細分化すると、武藤（2002）によれば次の8段階に分けることができる。ここでは、「住宅の耐震補強の促進」政策を例として説明する。

(1) 問題の発見

大地震が発生すれば、人命をはじめ大被害が生じる。東海地震では死者1万人、東京直下地震では死者1万1千人と予測される。その多くは住宅の倒壊による犠牲者である。

(2) 公共的問題の選択

公共的に対応すべき問題とは、個人の解決能力を超える、行政として対応することが効果的、市民生活でミニマムの政策として市民合意が得られる、の3条件をクリアしなければならない。そして、この選択においてはこれまでの理論だけでなく、現実の状況から考察する作業が欠かせない。変化の激しい時代にあつては、わずかな政策の遅れにより大きな損失が生じるおそれがある。

たとえば、住宅は私有財産だから、その耐震補強は個人で解決すべきだとされてきた。しかし現実には耐震補強問題が個人の解決能力を超えることが多く、全くと言っていいほど進んでいない。このままでは、とくに密集市街地における人的被害は莫大なものになる。一方で、住宅の耐震補強は道路閉塞を減らして救助活動や消火活動を可能とするなど、地域全体の被害を軽減するという面がある。この要素を重視すると、脆弱な住宅は負の社会資本と考えられ、行政が対応することも論理上可能となり、ミニマムの政策として市民合意が得られるようになったと仮定する。この段階で初めて住宅の耐震補強が公共の問題として選択されうる条件が整った、と解釈できる。

（３）問題解決手法の追求

大地震から人命を守るためには、どのような手法が求められるかを科学的・専門的な見地から分析する。手法の有効性を事前にシミュレーションするなどにより、政策の効果を多面的に評価することが必要である。

たとえば、人命を守るために住宅の耐震化が不可欠だが、市民の認識不足、費用負担、工事への不信などで全く普及しない。そこで、地震による被害予測、低予算で信頼できる耐震補強工事を自治体がPRする。さらには、助成措置や税の軽減、ローンの斡旋などの支援という問題解決手法の選択が考えられる。

（４）組織内合意形成

政策の趣旨を首長に説明し、支持を得る。財政部局から予算を獲得し、人事部局から人員を確保し、法務担当へ制度的根拠を明確にする。最終的には事業予算として議会の承認が必要である。

たとえば、耐震補強推進の費用効果を説明し、必要な人、予算などの行政リソースを確保する。政策を条例化する場合に議会の承認が必要なのは言うまでもないが、予算を伴う政策である限り、予算審査などを通じて議会の承認を得る。

（５）地域社会の合意形成

政策を市民に説明し、意見を求め、使いやすい制度にしながら合意を形成する。なお、そのプロセスで予算を増額したり、既存の法制度とバツ

ティングすることがあれば自治体内部の組織間の調整が課題となる。

たとえば、耐震補強の助成金の増額、対象範囲の拡大などがあったとき、あるいは建築基準法で認めていない新たな施工方法を採用するとき、などが考えられる。

（６）執行

執行方法をどのようにするかは、当初から検討されているはずだが、実際にはこの段階でも予想されなかった問題が生じたりする。その原因が単なる見落としなのか、制度に依拠する本質的なものか、あるいは個別的理由なのかを見極めながら、迅速で適切な解決策を取ることが求められる。

たとえば、保険制度を創設しても加入者がいなかったり、耐震工事の施工内容が業者によってばらばらで技術的信頼性が問題となったり、助成対象の範囲外からの申し込みが殺到する場合などである。

（７）評価

これまでの段階を経て具体的に執行された政策が、初期の目的を達成し、予想された社会的効果をもたらしたかを判断する。災害対策は、実際に災害が発生したときでなければ最終的な評価はできないという特有の難しさがある。しかし、これまでの知見に基づき、どの程度まで防災力が向上したかを、ある程度客観的に評価することは可能であろうし、重要である。

たとえば、耐震補強が必要な住宅の20%が耐震基準を満たす補強を終えたとすれば、地震動の大きさによって効果に差異がでるが、建物被害も、人的被害も建物の全壊率の低減に対応して20%程度の軽減が実現している可能性があるかと判断できる。

（８）フィードバック

上記の政策への評価によって得られた知見を、さらに現実の制度の中に反映させるかということである。

たとえば、耐震補強の程度とその工事費の助成率・助成対象者、工事内容の改善、ローンの保証制度の創設などにより、さらに良い制度を構築す

ることが可能となる。

II．板橋区防災基本条例

板橋区は、2002（平成14）年3月11日に防災基本条例（付録1）を公布、4月1日に施行した。この条例は、区の防災対策の基本姿勢を明確にし、重点施策を明らかにするもので、他の防災関連条例や地域防災計画の上位に位置づけられる基本条例である。

1）防災懇談会の設置と条例骨子の検討

これまでの板橋区の防災対策は、防災訓練や備蓄物資の充実などが中心であり、それ自体は高いレベルを保持してきた。しかし阪神・淡路大震災に学ぶならば、いくら行政が防災体制を整えたとしても、大災害が発生すれば行政による救援活動は遅れざるを得ない。結局、大災害発生直後は自分の身は自分で守らざるを得ない。その意味で、個人や家族で自らの安全を確保する「自助」や地域社会全体で地域の人々を守る「共助」が重要である。今後、行政の行う「公助」は、区民の自助、共助活動の支援という側面を強めていくべきではないだろうか。

そのためには、従来とは異なる法的枠組みを構築する必要がある。区民・事業者の役割は何か、行政は何をやるべきか、どうやって協働するかということを、区民と行政が同じテーブルで議論し、これを板橋の防災の憲法とも言えるべき防災基本条例に反映させることが重要である。それができれば、これまで以上に継続的で力強い防災政策を展開できるのではないかと期待したのである。

板橋区は、条例に盛り込むべき内容を審議するにあたって、2001年8月に24名の委員からなる防災懇談会を設置した。懇談会の委員は全体で24名で、学識経験者2名、警察・消防関係者3名を除いて、残りは消防団、住民防災組織、区内事業所などの区民と10名の公募委員という構成であった。

阪神・淡路大震災以来、「自分のいのちは自分で守れ」というのが都市防災の常識になった感がある。しかし、自分のいのちを自分で守るために

は、市民自らが防災行政に参画し、市民のための防災対策を作り上げていくことが、もっとも肝要ではないだろうか。

2）三つの防災基本理念の導出

条例の内容を検討するにあたって、最初の重要な論点は防災の基本理念をどうするかということであった。多くの委員は、直近の大災害である、阪神・淡路大震災を出発点として議論を重ねた。

阪神・淡路大震災では、ガレキ等から救出された被災者の8割以上が、警察や消防、自衛隊ではなく近所の人々によるものであった。「自助」や行政機関の「公助」だけでは限界があり、地域社会の様々な団体や人々が「共助」の思想に基づいて連帯を強め、助け合い、被害を最小限に止めていくという取り組みが大切だということが次第にコンセンサスを得ていった。

また、防災懇談会の中間報告について、「いたばし・タウンモニター」88人に対してアンケート形式で意見を集めた。その結果では、今後重視していくべき考え方として「共助」を挙げた人が53.9%、「自助」が27.6%、「公助」が7.9%であった。この結果からも、区民意識も多くの委員と同様に、災害発生直後の自助や共助のしぐみを充実強化することにあることが明らかになった。

このような共助を重視した取り組みを展開するためには、共助の基礎である、区民・事業者及び区が、その能力を生かし、それぞれの責務を果たすという「自立」の精神がまず必要である。その上で、自立だけでは不足する部分について相互に補い合い、また協働して目的を達成するという「助け合い：共助」の精神が不可欠である。そこで、区民、事業者及び区がこの「自立と助け合い（共助）」の精神を尊重することにより、すべての人が安全に暮らすことができるように努めること」を、条例の第1の基本理念として掲げることとなった。

災害時において地域の人々やくらし、まちの安全を平常時に近い状態で確保するためには、良好な地域社会の存在が重要である。阪神・淡路大震災やその後の大きな災害（新潟県中越地震など）でも、地域社会の人間関係（絆）が緊密な地域ほ

ど大きな混乱もなく災害対応ができています。そのような地域社会を築くためには、日常からの活発な地域活動が前提になる。これにより、条例の第2の基本理念は、区民、事業者及び区は、安全を守る地域社会の重要性を認識し、「豊かな地域活動をはぐくむ」ように努めることとなった。

実際の災害に備えるためには、防災に関する知識、応急手当や初期消火の技術が必要である。学校教育、研修や講義などを通じて知識や技術を習得するとともに、実際の防災訓練などで行動力を高め、同時に近隣での助け合いの精神をはぐくむことにより災害時に備えることができる。大人だけでなく、子どもたちにもこのような知識、技術、行動力や助け合いの精神を伝えることで次の世代の安全が守られる。

そこで、区民、事業者及び区は、「防災に関する知識、技術を習得し、行動力を高め、また助け合いの精神をはぐくむことによりこれらを日常生活の中に生かし、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努める」ことが、条例の第3の基本理念となった。

3)「板橋の安全は、東京の安全」という広域の視点

板橋区は、東京北部で埼玉県と隣接し、中山道、川越街道、環状7号線の通る交通の要衝である。東京全域が大地震などの大災害に襲われたとき、板橋が災害に強ければ、区民の安全を守るだけでなく、支援物資の補給や避難路の確保により東京全体の被害を少なくし、東京の安全に大きく貢献できる。日本や東京全体を視野に入れて、災害時における板橋区の地政学的位置を見定め、一層の安全の確保と災害支援のできる態勢づくりを進めなければならないことも議論された。

4) 条例の内容

このように、一つ一つ議論しながら、条例の内容は最終的に表1のようになった。

中でも、マスコミや議会からの反響が大きかったのは、公的建築物の耐震性・耐火性の改修に関する第14条第3項、第4項である。

これは、1995年に制定された耐震改修促進法の内容に対する「上乘せ」であり、全国的にも例

がない規定であり、防災懇談会の最終報告書では、次のように報告されている。

「病院や学校など多くの人が集まる施設については、その社会的な役割の大きさから、十分な耐震補強が行われるように施策を講ずることが必要です。区は、このような多くの人が利用する建築物等の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときはその改善について助言することが求められます。また、その改善が十分に行われない場合には勧告し、その勧告によっても改善が認められないときは、その措置状況について公表することができるよう規定すべきと考えます。」

この部分は廣井 脩懇談会長の強い要望であり、防災懇談会の委員のコンセンサスでもあった。法の上乗せということで区内部では議論が多かったが、建築指導部門と協議しながら条例化に踏み切った(付録1「東京都板橋区防災基本条例」参照)。なお、板橋区の建築基準法上の特殊建築物は2001年4月1日現在で3,163棟であった。また、耐震改修促進法による特定建築物は400棟と推定されていた。

III. 条例による施策展開

防災基本条例ができただけで、地域防災力が向上するわけではない。条例に基づき、戦略的、継続的に政策を展開する必要がある。一般に、地域防災計画はあまりに多数の項目が掲げられ、市民から縁遠いものになっている。誰もが理解できる簡潔、明瞭な地域防災に関する基本方針が必要である。そこで、条例では、今後の重点的施策の方向性として「防災ひとづくり」、「防災まちづくり」、「要援護者への配慮」の3点を掲げたのである。

条例制定後の2年間(2002 2003年度)に、これらの重点施策がどのように展開されたかをまとめておく。なお、以下の施策のなかで文頭にを付した事項は、板橋区独自の取り組みである。

1) 防災ひとづくりの推進

防災ひとづくりとは、防災の決め手となる「人間の災害対応能力を高める」ための実践的な教育

表 1 条例の主要な内容。

Table 1 The main contents of ordinance.

前文		
板橋を、自立と助け合いの精神に支えられ、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造する、という決意を表明する。		
総則		
目的	第 1 条	災害から区民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念を定め、区民・事業者・区の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害に強いまち板橋を築き、もってすべての人が安全に暮らすことができる社会を実現する。
基本理念	第 2 条	(1) 区民、事業者及び区は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。 (2) 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保する上で、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努力しなければならない。 (3) 区民、事業者及び区は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。
地域防災計画への反映	第 3 条	板橋区防災会議は、区の地域防災計画を作成するにあたっては、前条に規定する基本理念を反映しなければならない。
区民、事業者及び区の責務		
区民の責務	第 4 条	区民は、自ら災害に備える処置を講ずるよう努めなければならない。 ○ 建築物その他の工作物の耐震性、耐火性の確保、並びに水害に対する備え、○ 家具の転倒防止、○ 出火の防止、○ 飲料水・食糧の確保 など
事業者の責務	第 5 条	(1) 事業者は、その社会的責任を自覚し、顧客・従業員・周辺住民、並びに管理する施設・設備の安全を確保しなければならない。 (2) 事業者は、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 (3) 事業者は、従業員が防災に関する知識、技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策等を確立しなければならない。
区の責務	第 6 条	(1) 区は、防災に関する調査研究を行い、必要な施策の策定・体制の整備をするとともに、これらを常に明らかにする責務を有する。 (2) 区は、施策の策定・体制の整備にあたっては区民・事業者の意見を反映するように努めなければならない。
	第 7 条	区は、区民・事業者・国等との連携に努め、必要なときは災害時の業務に関する協定を締結することができる。
	第 8 条	(1) 区は、区民・事業者・ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援・協力しなければならない。 (2) 区は、地域の住民防災組織を育成するため、積極的に支援・協力をを行い、その充実が図られるようにしなければならない。
予防対策		
防災ひとづくりの推進	第 9 条	区民及び事業者は、防災に関する学習・訓練を積極的・継続的に行うよう努めなければならない。
	第 10 条	(1) 区は、防災教育を充実させるため、必要な措置を講じなければならない。 (2) 区は、防災活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。
		(3) 区は、防災に関する啓発活動を推進しなければならない。
		(4) 区は、防災に関する情報の提供、共有化を推進しなければならない。
	第 11 条	区は、地域相互支援ネットワークの育成に努めなければならない。

表 1 つづき .

Table 1 (continued)

防災まちづくりの推進	第 12 条	区民及び事業者は、自らまちの安全を点検し、防災まちづくりの推進に努めなければならない。
	第 13 条	区は、区民・事業者・国等の協力を得て、防災まちづくりに関する計画を策定し、事業の推進に努めなければならない。
	第 14 条	(1) 区は、公共施設の耐震性・耐火性を強化し、その安全確保に努めなければならない。 (2) 区は、住宅等の一般建築物の耐震性・耐火性を確保するため、適正な指導、相談、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。 (3) 区は、学校・病院その他の多数の者が利用する建築物の耐震性・耐火性を確保するため、適切な指導、相談、助言、勧告をすることができる。 (4) 区は、勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
	第 15 条	(1) 区は、ブロック塀、自動販売機及びコンテナ等の安全確保・改修について指導を行うよう努めなければならない。 (2) 区は、落下危険物の安全確保・改修について指導を行うよう努めなければならない。
要援護者への配慮	第 16 条	区民及び事業者は、災害要援護者が、災害時においても安全に暮らすことができるように配慮しなければならない。
	第 17 条	区は、防災に関して要援護者に配慮した施策を策定し、体制を整備しなければならない。
応急対策		
区民等の処置	第 18 条	区民・事業者・ボランティア等は、区民全体の生命を守るため、相互に連携・補完し、自ら必要な処置を講じなければならない。 ○情報の収集・伝達、○出火防止・初期消火、○負傷者の救出・救護・搬送 など
区の措置	第 19 条	(1) 区は、災害対策本部を設置する。 (2) 災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (3) 区は、区民・事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。 (4) 区は、ボランティア等による支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。 (5) 区は、要援護者に配慮した措置を講じなければならない。
復興対策		
区民等の復興対策	第 20 条	区民及び事業者は、相互に協力して速やかに生活・事業の再建、まちの復興に努めなければならない。
区の復興対策	第 21 条	(1) 区は、震災により重大な被害を受けたときは、区民生活の再建・都市の復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、震災復興本部を設置する。 (2) 震災復興本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (3) 区は、震災以外により重大な被害を受けた場合において、震災復興本部に準じる体制を取ることができる。 (4) 区は、区民・事業者・ボランティア等の意見を聴き、その意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。 (5) 区は、区民・事業者・ボランティア・国等との連携体制を確保するものとする。

訓練、講座・研修などの取り組みである。防災ひとづくりを進めるためには、区民、事業者が自ら意欲を持ち、継続的に防災に取り組むことが大切である。防災懇談会では、とくに多様な防災教育の重要性が議論され、第 2 回の会議からは小中学校の校長先生にオブザーバ参加を得た。

防災訓練

・区内 18 会場で総合防災訓練を実施し、参加者の目標は 2 万人とする。(うち 2 会場では重点地区訓練を実施)

中学生が学校教育の一環として地域防災訓練に参加し、地域社会の一員として行動する。(2002 年度新規)

板橋区・警察・消防・医師会が合同でBC事件（生物剤・化学剤による事件）対策訓練を実施する。（2002年4月12日実施）

区民の防災活動への支援

・住民防災組織、区民消防隊への運営支援、防災意識啓発等を行う。

防災リーダーの育成

・住民防災組織の防災リーダー¹⁾は4,200名いるが、高齢化が目立ってきた。その組織力を維持できるように新たに200名を養成する。

警察・消防・自衛隊OBと防災協定を締結し、災害時にシニア防災リーダーとして活動を期待する。（2003年3月18日協定締結）

知育、体育、徳育の防災教育

すべての区立中学校3年生（約3,000名）を対象に普通救命技能講習を実施する。

2001年度・2002年度に実施された国の防災教育モデル校の成果を受けて、保育園や幼稚園、小・中・高校までの防災教育カリキュラムを作成する。（2002年度・2003年度）

災害危険情報の提供と共有化

・板橋区内4河川の洪水ハザードマップを作成し、住民と洪水氾濫等の災害危険情報の共有化を推進する。（2003年度）

・核物質、生物剤又は化学剤もしくはこれらを使用する兵器を用いたNBC事件（核・生物剤・化学剤による事件）等の災害に対する情報提供を行う。

啓発活動

・防災基本条例の制定の周知と区民の防災意識の高揚を図るため、防災シンポジウムを開催した。（2002年6月10日実施：基調講演は廣井脩教授）

地域相互支援ネットワークづくり

防災に関して先進的な活動をしている個人・企業・団体・行政が全国から一同に集まって議論し、交流を深めるために、NPO地域交流センターと協力して「安全・安心まちづくりワークショップ」を開催した。（2002年11月16日・17日）

2) 防災まちづくりの推進

災害時に住宅が倒れず、火災から守られれば、

人命は失われない。また、コミュニティも継続し、スムーズな復興が可能になる。そのために、区民及び事業者はまちの安全点検とともに、「事前復興」としての防災まちづくりを進めることが求められる。

防災まちづくり計画と事業の推進

・都市防災不燃化促進、防災生活圏促進、緊急避難路整備、河川等の維持管理。

自ら管理する公共施設の耐震性及び耐火性の確保

・小中学校などの公共施設の耐震補強設計及び補強工事の実施。（2005年度完了予定）

住宅等の耐震性及び耐火性の確保の促進

・無料耐震診断の実施。（2006年からは耐震補強工事への助成も開始した）

多数の者が利用する施設の耐震性及び耐火性の確保のための指導、助言、勧告

・建築物の耐震調査に対する助成を行う。

・特殊建築物及び特定建築物の耐火性・耐震性の状況の把握に努めるとともに、相談に応じ指導を行う。

正当な理由なく勧告に従わない場合の公表措置

条例に基づいての勧告を受けたものが、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。（耐震改修促進法の「上乘せ」強化）

ブロック塀、自動販売機のみならず、屋外に積み上げられる「コンテナ」等の安全確保指導、落下危険物の落下防止指導

3) 要援護者への配慮

板橋区の防災政策では、高齢者、障害者など要援護者を安全に保護することを重視する。区民及び事業者は、日常生活から要援護者に配慮した行動を取ることによって、災害時にも必要な対応を取るようになる。

火災報知器の設置、家具転倒防止器具の取付助成

・ひとり暮らし高齢者の住宅に火災報知器を設置し、家具転倒防止器具の取り付けを助成する。

災害時における手話通訳の支援協定の締結
災害時に聴覚障害者の安全を確保するため、
手話通訳に関する支援のための協定を締結する。
(2002年7月29日協定締結)

障害者・外国人の地域の防災訓練への参加
・防災とボランティア週間(1月15日～21日)
に実施する防災訓練に、障害者・外国人も参加して
災害要援護者対策を推進する。

なお、要援護者の支援については、個人情報の
問題や膨大な要援護者と支援者をどうマッチング
するかなど課題が多く、十分な進展がなかった
が、今後に期待したい。

IV．防災基本条例による地域防災力の向上

災害の最前線にいる基礎自治体にとって、今後の
地域防災力の向上のためには防災基本条例を作
ることが重要である。しかし条例を作りっぱなし
にするのではなく、その検証、すなわち防災に関
する政策評価を行うことが重要であると考えてい
る。

1) 防災政策の課題

一般的に基礎自治体の防災政策においては、現
状では次のような課題がある(鍵屋, 2004)。

(1) 施策の優先順位の不明確さ

防災の基本となる地域防災計画は災害対策基本
法に基づいて策定されているが、改定されるほど
自治体・防災関係機関・市民の対処方針、役割や
マニュアルをまとめた分厚いものになっている。
全ての項目を書き込むことになるため、どうして
も総花的で、重要なものとそうでないものとが混
在せざるを得ず、優先順位があいまいになってし
まう。

とくに事前に取り組むべき予防対策について
は、総花的であるよりも、重点的かつ優先的に取
り組むべき施策を明らかにして、「防災対策実施
計画(例)に位置づける」ような取り組み方が必
要である。

(2) 組織縦割り、目標統合の欠如

地域防災計画は、実際には自治体、警察、消
防、自衛隊、ライフライン機関などの組織の縦割
計画をまとめたものとなる。そのため、事前に取り組

むべき予防対策について、市民や各防災関係
機関の統合した目標もなければ、施策同士のすり
あわせもない。たとえば、高速道路は5年です
べて耐震化するが、消防署の庁舎の耐震化は20
年計画になり、学校の耐震化計画は作成されない
など、組織の財政状況やトップの意識によって、
施策のレベルがアンバランスになってしまうこと
が多い。

(3) 行政主導による市民参加、市民監視の欠如
1961年に制定された災害対策基本法に基づく、
地域防災計画を審議するための「自治体防災会議」
は、その委員のほとんどが自治体の幹部職員、議
員、行政機関やライフライン機関の職員となる。
いわば、今日でもなお、行政による行政のための
計画であり、市民参加や市民監視の仕組みが組み
込まれていない。市民や事業所と協働で取り組む
ための「地域防災」のための計画のあり方が問わ
れている。

2) 優先順位を明確にする政策評価

まず、「施策の優先順位が明確でない」という
課題を解決し、それぞれの地域にとって、真に重
要な施策を浮かび上げさせるためには、施策を相
互に評価して優劣をつけることが考えられる。評
価の対象となる施策の中心的効果は、ある施策
が、その地域の課題をどこまで解決したかを判定
することである。地震防災について言えば、その
地域で予測される最大規模の地震から「人命を守
る」、「財産を守る」、「都市機能を守る」などの問
題を、それぞれの施策がどの程度解決したか(地
震発生時にどの程度できるか)を判定すること
である。

目的同士の優劣ならば、たとえば、「人命を守
る」か「財産を守る」かは容易に判断できる。誰
が見ても人命の優先順位が高い。同じように、財
産の中でも、代替できないような文化財と一般の
家財とでは、前者の優先順位が高い。

また、その目的に照らして、どの施策の効果が
高いかを判定することも比較的容易である。たと
えば、大地震から人命を守るためには、耐震補強
のほうが、救命講習や食糧の備蓄よりも優先順位
が高い。

しかし、防災の施策では、多くの部局間の施策の比較となることが多いため、その評価を公表したり、共有することが容易ではない。従って、目的による政策評価を行うために、自治体が事前になすべきことは、以下ようになる。

(1) 部局を超えた総合的な施策評価

限りある財源を有効活用するために、部局を超えた施策評価とすることが基盤とならなければならない。

(2) 地域の災害要因のリストアップ

地域で何度も起こる可能性の高い災害、可能性は低いが一度発生すれば致命的な災害、などは周到に備えるべきものである。たとえば、台風常襲地域で洪水が多発する、今後数十年以内に大地震が想定される、古い原子力施設がありテロや事故の危険性が高まっている、などである。

(3) 防災施策の目的の明確化

それぞれの施策の中心目的は何か、を明らかにする。たとえば、大災害時に人命を守る、生活を維持する、都市機能を維持する、快適性・利便性を維持する、などアウトカムとしての目標である。これを、たとえばアウトプットの目標として、水の供給を確保する、仮設住宅を建設するという、機能別のアウトプットの目標にしたのでは、他施策との比較、検討が難しくなる。なお、水の供給を確保することは、一部、人命を守ることに寄与するが、中心目的としては生活を維持することが目的となろう。さらに細かく分ければ、病院への水の供給は人命に関する重要事項であるが、家庭への水の供給は最優先ではない。

(4) 防災施策の目標達成度の指数化(数量化)

自治体は、数ある防災施策の中で何が人命に係る施策かをリストアップし、それが目的にどれだけ寄与しているかを、可能な限り指数(達成度などの数量化)で説明する。

たとえば、「地震災害から人命を守る」という目的に対しては、公共建築物の耐震化、民間住宅の耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の生垣化、消防力の強化、など様々な施策がある。どの施策が死者を減らすことにどれだけ効果があるかを指数化する。たとえば、地震による死者は、建

物の全壊数に比例して多くなる。したがって、建物の耐震化率は重要な指数である。また、家具転倒等による死者は、阪神・淡路大震災では、全死者の1割から2割くらいと見られており、家具固定率も重要な指数である。

3) 縦割り組織の目標の統合

目的による政策評価を行い、施策の効果を指数化して示すことは、目的相互の優先順位、目的を達成するための施策の優先順位を見えやすくする。また、同じ目的に対して、異なる部局、行政機関(たとえば自治体、警察、消防、道路事務所、自衛隊など)の施策に優劣をつけることが可能になるのではないだろうか。その前提が、上記の(1)の総合的な施策評価の制度的枠組みであるが、これによって第2の課題である「組織縦割り、目標統合がない」に対して、政策評価によってそれぞれの役割を明らかにすることができる。

その結果、市民、自治体、防災関係機関が協議して「人命など、絶対に守らなければならないものはしっかり守ることを共通目標とする。それ以外のものは、被害を生じるのはやむをえないが、費用対効果を含め効果的に被害を少なくする方策を選択する」という方針をお互いに確認して、共有することが可能となる。

その上で、政策評価で人命を守るための施策を検討する。予防対策として「10年間で民間住宅の耐震化率を90%以上にする」という数値目標を設定しても、共有の目標にできなければ、とうてい達成することはできない。自治体だけでなく、国や他の防災関係機関、市民、企業、大学、NPO等とも連携し、耐震補強の技術開発を促し、PRを重ね、マーケットを育成して住宅の耐震化を進めることが不可欠だからである。また、応急対策で「要援護者3万人を24時間以内に安否確認する」という目標掲げる。これを達成するために、要援護者の所在を地図情報システムに記録し、誰がどの要援護者の安否を確認するかを計画化する。

地域のそれぞれの主体が、役割分担と連携の仕組みを築きながら目標達成に取り組むためには、

目標が共有されていることが不可欠であり、それによって地域防災力は飛躍的に高まる。

4) 市民による危機管理への展望

目的による政策評価を実施することで、これまで自治体や行政機関内部だけで検討されていた防災施策を、市民が指数で比較できる。これによって、行政主体の防災から、行政と協働してすすめる「市民による危機管理」への展望が開ける。

自治体や行政機関は、通常、他の組織の施策に関係なく、独立して施策を決定し、実施している。それは、それぞれの組織の施策、たとえば「食糧の備蓄」、「防火用水の確保」、「道路の復旧工事」などを比較できないためでもある。異なった施策のどちらを優先して準備しておくかは、価値判断を伴う。自治体や行政機関は、それぞれの役割を分担管理しており、自らの組織の役割を過小には評価できない。つまり、行政は施策同士の価値判断を適切にするのは困難である。

しかし、「人命を守る」という目的に対して、どの施策がどれだけ寄与するか、その達成度がどの程度かを指数化できれば、主体としての自治体や行政機関が異なる施策をも比較できるようになる。このように自治体の政策を判断できるような情報を政策情報というが、政策情報が公開されれば、政治家や市民が何を優先するかを議論することが可能になる。

ここから、政策評価によって、第3の課題である「行政主導で市民参加、市民監視がない」行政の防災施策を市民と協働して、共有の目標を実現していくための契機が生まれる。

たとえば、災害情報を迅速に収集するという目的で、各行政機関は無線の数を増やしデジタル化対応を進めようとしている。しかし、市民は、行政機関がそれぞれ自前で設備を更新する前に、情報の共有化、情報に基づく応急対策の連携の仕組みを構築するように要求できる。あるいは、優先順位の低い施策の見直しを求め、行政機関の資源

を相互活用したり民間資源を調達することで地域全体の防災効果を高め、総体的にコストを抑えることを提案できる。すなわち、自治体や縦割りの行政機関の施策に優先順位を付け、見直しを迫ることができるのは、市民でありその代表としての政治家なのである。防災基本条例に基づく個別の施策は、市民による評価、検証、見直しを通じてさらに深化することが期待されている。

謝 辞

防災懇談会の会長には、故廣井 脩東京大学教授が就任された。先生は、国レベルの審議会などで極めて多忙にもかかわらず、一自治体の防災条例づくりに熱心に取り組んでくださった。先生ご自身も、区民が主体となって防災条例を検討する試みに大きな希望をもたれており、深い識見と真摯な会議運営により委員から多数の貴重な意見を引き出されるとともに、条例案についても的確な助言をいただいた。深く感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りしたい。

懇談会は夜間に4回行われたが、常に時間を大幅に超過して熱心な議論が行われた。委員同士で白熱した議論を展開することもしばしばであった。また、発言時間が限られるために、事前に書面で意見を提出された委員が何人もおられた。ここに厚くお礼を申し上げたい。

注

- 1) 防災リーダーとは、区内の住民防災組織でリーダー役となって活動する方々である。住民防災組織から推薦を受け、区や消防、警察などによる3日間の防災講習を修了した方々を、区長が防災リーダーとして任命する。

文 献

- 鍵屋 一 (2004) 地域防災力強化宣言 (増補). ぎょうせい.
- 田中孝男・木佐茂男編著 (1998) 自治立法の理論と手法 (分権時代の自治体職員3). ぎょうせい.
- 武藤博己 (2002) 政策評価の手法開発. 松下圭一・西尾 勝・新藤宗幸編: 自治体の構想. 岩波書店, 第3巻第5章.

(2006年12月6日受付, 2007年7月6日受理)

付録 1

東京都板橋区防災基本条例

平成 14 年 3 月 11 日

東京都板橋区条例第 2 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 区民、事業者及び区の責務

第 1 節 区民の責務（第 4 条）

第 2 節 事業者の責務（第 5 条）

第 3 節 区の責務（第 6 条—第 8 条）

第 3 章 予防対策

第 1 節 防災ひとづくりの推進（第 9 条—第 11 条）

第 2 節 防災まちづくりの推進（第 12 条—第 15 条）

第 3 節 要援護者への配慮（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 応急対策（第 18 条・第 19 条）

第 5 章 復興対策（第 20 条・第 21 条）

付則

阪神・淡路大震災をはじめとする大地震、たび重なる風水害、そして近年多発する大規模な事件及び事故により、私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて認識した。

災害はいつ私たちが襲うかも知れない。災害からいのち、くらし、まちを、私たち自身の手で守るために、すべての者が防災に関する目標を共有し、それぞれの責務を自覚し、力を合わせて安全なまちを築いていかなければならない。

そのためには、自らのことは自らが守るという自助、地域社会全体で地域を守るという共助、行政が区民の安全を確保するという公助の役割を念頭に、予防政策から応急対策及び復興対策に至るまでを一連の総合的な防災対策として捉え、地域防災の充実及び強化に努めていくことが大切である。

ここに、この板橋を、自立と助け合いの精神に支えられ、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造するという決意を表明するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害から区民の生命を守り、身体及び財産を保護するうえで必要な基本理念を定め、区民、事業者及び東京都板橋区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害に強いまち板橋を築き、もってすべての人が安全に暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 区民、事業者及び区は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。

2 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。

3 区民、事業者及び区は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、及び助け合いの精神をはぐくむ

ことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

（地域防災計画への反映）

第 3 条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第 16 条第 1 項の規定により設置された東京都板橋区防災会議は、区の地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を反映しなければならない。

第 2 章 区民、事業者及び区の責務

第 1 節 区民の責務

第 4 条 区民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える処置を講ずるよう努めなければならない。

（1）建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保並びに風水害に対する備え

（2）家具の転倒防止

（3）出火の防止

（4）初期消火に必要な用具の準備

（5）飲料水及び食糧の確保

（6）避難の経路、場所及び方法についての確認

第 2 節 事業者の責務

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

3 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策（事業所に通勤し、又は来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものの災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。）等を確立しなければならない。

第 3 節 区の責務

（基本的責務）

第 6 条 区は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。

2 区は、前項に規定する施策を策定し、及び体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するように努めなければならない。

（区民、事業者及び国等との連携）

第 7 条 区は、常に区民及び事業者並びに国、地方公共団体その他の団体等（以下「国等」という。）との連携に努めるものとする。この場合において、区は、必要があると認めるときは、区民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

（区民等に対する支援等）

第 8 条 区は、区民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

2 区は、地域の自主的な住民防災組織を育成するた

め、積極的に支援及び協力をを行い、その充実が図られるようにしなければならない。

第3章 予防対策

第1節 防災ひとづくりの推進

(防災に関する学習及び訓練)

第9条 区民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めなければならない。

(防災に関する教育等)

第10条 区は、防災に関する教育を充実させるため、必要な施策を講じなければならない。

2 区は、防災に関する活動を支える人材を育成し、

活用するため、必要な施策を講じなければならない。

3 区は、防災に関する啓発活動を推進しなければならない。

4 区は、災害危険情報等防災に関する情報の提供並びに区民及び事業者との情報の共有化を推進しなければならない。

(地域相互支援ネットワークづくり)

第11条 区は、災害時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成に努めなければならない。

第2節 防災まちづくりの推進

(まちの安全点検と防災まちづくり)

第12条 区民及び事業者は、自らまちの安全を点検するとともに、防災まちづくり(災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震性及び耐火性を確保する措置その他まちの改善に関する措置をいう。)の推進に努めなければならない。

(防災まちづくり計画と事業の推進)

第13条 区は、区民、事業者及び国等の協力を得て防災まちづくりに関する計画の策定及び事業の推進に努めなければならない。

(建築物の耐震性及び耐火性の確保)

第14条 区は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 区は、住宅等の一般建築物(次項に規定する特殊建築物及び特定建築物を除く建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

3 区は、学校、病院その他多数の者が利用する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する特殊建築物又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に規定する特定建築物に限る。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、その改善について助言し、又は勧告することができる。

4 区は、前項の規定に基づく勧告を受けたものが、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨

を公表することができる。

(ブロック塀等の安全の確保)

第15条 区は、ブロック塀、自動販売機、コンテナ(貨物輸送に用いる大型容器をいう。)等の倒壊を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

2 区は、建築物の外壁のタイル、窓ガラス等の落下危険物の落下を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

第3節 要援護者への配慮

(区民等の配慮)

第16条 区民及び事業者は、地域において、高齢者、障害者、児童その他の災害時ににおいて特に援護を必要とする者(以下「要援護者」という。)が、災害時においても安全に暮らすことができるように配慮しなければならない。

(区の施策及び体制)

第17条 区は、区民及び事業者の協力を得て、防災に関して要援護者に配慮した施策を策定し、体制を整備しなければならない。

第4章 応急対策

(区民等の処置)

第18条 区民、事業者、ボランティア等は、災害時ににおいて、区民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら必要な処置を講じなければならない。

(1) 情報の収集及び伝達

(2) 出火防止及び初期消火活動

(3) 負傷者の救出、救護及び搬送

(4) 要援護者の介護

(5) 避難者の避難誘導

(6) 給食及び給水活動

(7) 避難所の運営協力

(区の措置)

第19条 区は、災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部として、東京都板橋区災害対策本部を設置する。

2 東京都板橋区災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 区は、災害時には、区民及び事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 区は、災害時には、ボランティア等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。

5 区は、災害時には、要援護者に配慮した措置を講じなければならない。

第5章 復興対策

(区民等の復興対策)

第20条 区民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めなければならない。

(区の復興体制)

- 第21条 区は、震災により重大な被害を受けたときは、区民生活の再建及び都市の復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、東京都板橋区震災復興本部を設置する。
- 2 東京都板橋区震災復興本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 区は、震災以外の災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、第1項に準じる体制をとることができる。
- 4 区は、復興対策を行うに当たっては、区民、事業者、ボランティア等の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区は、復興対策を行うに当たっては、区民、事業者、ボランティア等及び国等との連携体制を確保するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(東京都板橋区防災会議条例の一部改正)
- 2 東京都板橋区防災会議条例(昭和38年板橋区条例第26号)の一部を次のように改正する。
第2条に次の1項を加える。
- 2 防災会議は、区の地域防災計画を作成するに当た

つては、東京都板橋区防災基本条例(平成14年板橋区条例第2号)第2条に規定する基本理念を反映しなければならない。

(東京都板橋区災害対策本部条例の一部改正)

- 3 東京都板橋区災害対策本部条例(昭和38年板橋区条例第27号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第23条第7項」の次に「及び東京都板橋区防災基本条例(平成14年板橋区条例第2号)第19条第2項」を加える。
(東京都板橋区震災復興本部の設置に関する条例の一部改正)
- 4 東京都板橋区震災復興本部の設置に関する条例(平成13年板橋区条例第3号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
東京都板橋区震災復興本部条例
第1条を次のように改める。
(趣旨)

第1条 この条例は、東京都板橋区防災基本条例(平成14年板橋区条例第2号)第21条第2項の規定に基づき、東京都板橋区震災復興本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。

第4条第1項中「震災復興事業」を「板橋区が震災により重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び都市の復興に関する事業」に改める。